

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

April, 2008

なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 平成20年10月から事業承継税制が変わります！

年間29万社の廃業の中で、後継者不在によるものが7万社、それに伴った雇用の喪失が毎年20万から35万人に上るとされ、事業承継への対応は喫緊の課題とされております。その中で中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案が2月5日、国会に提出されました。税制については『非上場株式等に対する相続税の80%を納税猶予する制度』が、平成21年度の税制改正で導入され、事業継続円滑化法(仮称)の施行日(平成20年10月予定)にさかのぼって適用できるようになります。

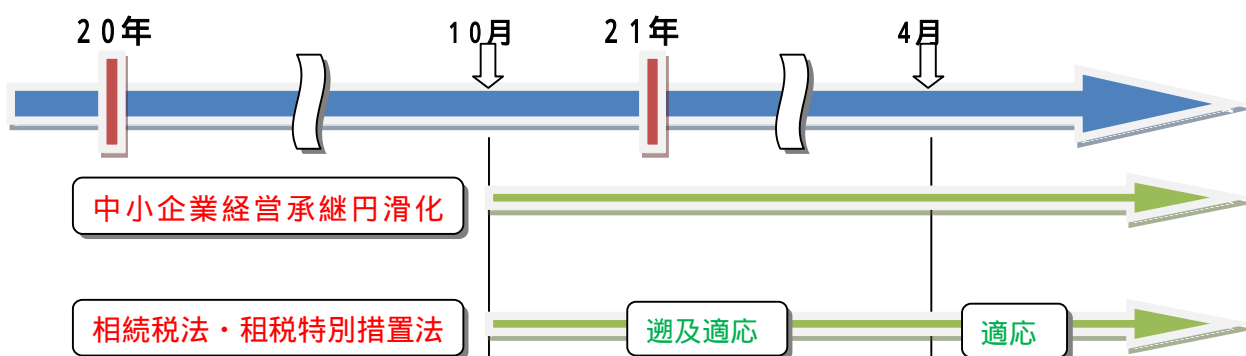
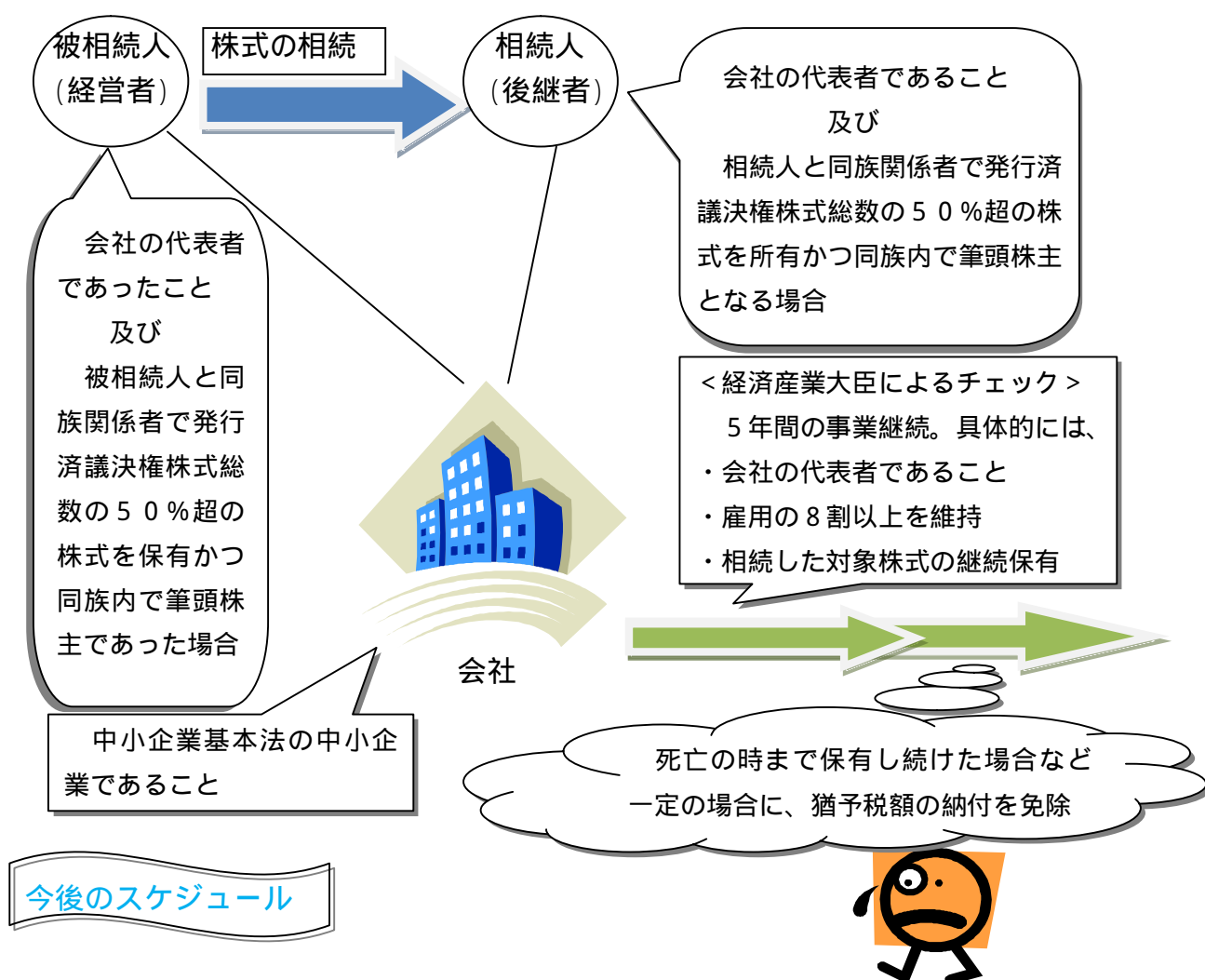
### 事業承継税制の概要

後継者が相続または遺贈により取得した自己株式の80%に対応する相続税の納税を猶予。

納税猶予といっても、5年間、雇用を確保しつつ事業を継続し、その後株式保有を継続すれば、最終的に納税が免除。

(上記の要件を継続しなければ、納税となる。また、上記の要件を5年間継続すると納税猶予の認定となり、死亡時まで保有し続けた場合など一定の場合は、猶予税額の納付を免除。)

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・



(文章担当: 谷村)

## ～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117